

茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー制度（雑誌スポンサーから提供された雑誌を茅ヶ崎市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者の閲覧に供するとともに、当該雑誌及び雑誌架（以下「雑誌等」という。）に当該雑誌スポンサーの名称等の広告を表示する制度をいう。以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー」とは、事業活動を行う法人その他の団体又は個人で、図書館が利用者の閲覧に供する雑誌の購入費を全額負担し、当該雑誌を図書館に提供するものをいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 次の各号に掲げる業種又は事業者のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定及び破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けたもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反している事業者

(7) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当するもの

(8) 市税を滞納しているもの

(9) 市の指名停止措置を受けているもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと茅ヶ崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める業種又は事業者

2 雑誌の発行人は、自らが発行する雑誌のスポンサーになることはできない。

（広告の内容）

第4条 雑誌等に表示することができる広告の内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、図書館の公共性、品位等を損なうおそれがないもので、かつ、図書館内に表示する広告として信用性、信頼性を有するものでなければならない。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌等に広告を表示することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権その他の者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治的活動又は宗教活動に関するもの

(5) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの

(6) 個人の名刺広告に類するもの

(7) 青少年の健全育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

(8) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるもの又はそのおそれがあるもの

(9) 広告主の名称、住所、連絡先等が表示されていないなど責任の所在が不明確であるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容が表示の対象として適当でないと教育委員会が認めるもの

（雑誌スポンサーの責務）

第5条 第9条第1項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けたものは、提供する雑誌に表示する当該広告の内容に関する一切の責めを負うものとする。

（広告の表示方法等）

第6条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、教育委員会が別に定める。

(広告の表示期間)

第7条 広告を表示する期間（以下「広告の表示期間」という。）は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中で申込みがあった場合で第9条第1項の規定による雑誌スポンサーの決定があったときは、図書館に雑誌の納入があった月から翌年の3月31日までとする

(雑誌スポンサーの申込み)

第8条 雑誌スポンサーになろうとするものは、教育委員会が別に定める雑誌一覧のうちから提供しようとする雑誌を選定し、茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申し込まなければならない。

- (1) 雑誌スポンサーの名称及び広告の案
- (2) 雑誌スポンサーになろうとするものの事業等の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるもの

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、速やかに雑誌スポンサーの適否、広告の内容を審査し、雑誌スポンサーの承諾をするときはその旨を、雑誌スポンサーの承諾をしないときはその旨及び承諾をしない理由を、茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順により決定するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の審査を书面決議で行うとともに、必要に応じて茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー審査会議（以下「審査会議」という。）を設置することができる。

(審査会議)

第10条 審査会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局教育推進部図書館長をもって充てる。
- 3 委員は、図書館の主幹、館長補佐をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会議の会務を総理し、審査会議を代表する。

(覚書の締結)

第11条 第9条第1項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けたものは、速やかに覚書（第3号様式）を締結しなければならない。

(雑誌の提供等)

第12条 第9条第1項の規定により雑誌スポンサーの決定を受けたものは、広告の表示期間において、書店等（雑誌の発売後1週間以内に図書館に納入することができるものに限る。）と当該年度末までの購読契約を締結するものとする。

2 前項の購読契約を雑誌スポンサーと締結した書店等は、雑誌の発売後1週間以内に図書館に納入するものとする。ただし、別冊等は、この限りでない。

3 図書館に提供する雑誌の購入費は、雑誌スポンサーが全額負担し、書店等に直接支払わなければならない。

4 広告の表示期間満了の3箇月前までに雑誌スポンサーから雑誌の提供の中止の意思表示がない場合は、当該広告の表示期間の翌年度においても雑誌を提供する意思があるものとみなし、その後もまた同様とする。

5 図書館長は、提供された雑誌を速やかに配架するものとする。

(雑誌の休刊等による変更)

第13条 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供することができなくなると判明した時点で、教育委員会に申し出なければならない。

2 雑誌スポンサーは、前項の申出をしたときは、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告の表示を切り替えることができる。

(広告の表示内容の変更)

第14条 雑誌スポンサーは、広告の表示内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする表示内容を添えて茅ヶ崎市立図書館雑誌スポンサー変更申込書（第4号様式）により教育委員会に申し出て、変更の決定を受けなければならない。

2 前項の申出は雑誌1タイトルにつき月1回までとする。

3 第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による広告の表示内容の変更について準用する。

(雑誌提供の中止の申出)

第15条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3箇月前までに教育委員会に申し出なければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第16条 教育委員会は、広告の表示期間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消し、広告の表示を抹消することができる。この場合において、教育委員会は、雑誌スポンサーに損害が生じてもその責めを負わない。

- (1) 雑誌スポンサーが茅ヶ崎市又は図書館の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 前条の規定により雑誌スポンサーが雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。
- (3) 雑誌スポンサーが第3条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により雑誌スポンサーの決定を受けたとき。
- (5) この要綱に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が雑誌スポンサーとして適切でないと認めるとき。

2 前項の規定により広告の表示を中止した場合であっても、当該広告の表示期間に係る雑誌の購入に要する費用は、当該雑誌スポンサーが負担しなければならない。

(雑誌の所有権)

第17条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、茅ヶ崎市に帰属する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。